

## 焼津市立総合病院面会規程

### (目的)

第1条 本規程は、入院患者の療養生活の質の向上および尊厳の保持並びに円滑な退院支援を図るため、患者と家族等の面会（以下「面会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (基本方針)

第2条 当院は、患者と家族等との交流が患者の療養生活において重要であることを踏まえ、感染対策その他医療上必要な場合を除き、面会を過度に制限せず、可能な限り対面での面会機会を確保することを基本方針とする。

### (面会時間)

第3条 面会の時間は、原則として毎日 午後1時から午後8時までとする。ただし、診療、看護ケアその他の事情により、主治医または病棟スタッフの判断で面会時間を調整することがある。

### (面会人数および回数)

第4条 面会人数および回数は次の条件とする

- (1) 面会人数は、1患者につき 1回4名を目安とする。
- (2) 面会回数は、面会者 1名につき 1日1回までとする。ただし、主治医または病棟スタッフが必要と判断した場合はこの限りではない。

### (面会者)

第5条 面会者は原則として次の者とする。

- (1) 面会者は、原則として家族またはキーパーソンとする。ただし、患者の心理的安定に寄与すると判断される場合はその限りではない。
- (2) 年齢制限は設けないが、サージカルマスク（不織布マスク）を適切に着用できる者に限る。

### (面会における留意事項)

第6条 次のいずれかに該当する場合は、面会を控えるものとする。

- (1) 面会者に発熱（37.5℃以上）、咳、下痢等の症状がある場合
- (2) 面会者が感染症に罹患している、またはその疑いがある場合
- (3) 過去1週間以内に感染症患者との接触がある場合
- (4) 同居家族が感染症に罹患している場合
- (5) その他、病院職員が面会を控える必要があると判断した場合

### (面会場所)

第7条 面会場所は原則として次の場所とする。

- (1) 各病棟のデイルーム
- (2) 患者の病状等により病室内

### (面会手順)

第8条 面会者は、病棟ナースステーションカウンターで面会者名簿を記入してから面会をすることができる。なお、名簿の記載内容は、訪問時間、患者氏名、面会者氏名全員、続柄とする。

(面会時の感染対策)

第9条 面会者は次の感染対策を遵守するものとする。

- (1) 面会前後に手指衛生を実施すること
- (2) サージカルマスク(不織布マスク)を着用すること
- (3) 患者の感染状況により個人防護具の着用を求める場合がある。その際の着脱方法は職員  
の指示に従うものとする。

(面会中の禁止事項)

第10条 面会中は次の行為を禁止する。

- (1) 病棟内での飲食
- (2) 大声での会話や他患者の迷惑となる行為
- (3) 無断での病室移動や他患者の病室への立ち入り
- (4) 他の患者等への無断の写真撮影、音声録音および SNS 等への投稿
- (5) 医療機器への接触や操作
- (6) 病院職員の指示に従わない行為

(面会制限)

第11条 患者の感染症、手術前後、症状または病状等により、医療上面会が適当でないと判断した場合には、面会を制限することがある。

(面会の特例)

第12条 病状説明、重症、終末期、および主治医または病院が必要と判断した場合は、時間外や制限を超えた面会を認めることがある。

(代替手段としての ICT の活用)

第13条 感染状況や患者の状態等により対面面会が困難な場合は、オンライン面会等の代替手段を提案し、支援を行う。

(周知)

第14条 本規程の内容は、入院案内、院内掲示および病院ホームページ等を通じて患者および家族へ周知する。

(感染症流行時等の対応)

第15条 院内または地域において感染症の流行が認められた場合などは、患者の安全確保および院内感染防止の観点から、次の措置を講じることができる。

- (1) 面会人数の制限
- (2) 面会時間の短縮
- (3) 面会場所の制限
- (4) 面会の一時停止

2 第1項による措置は、感染状況を踏まえ運営会議で決定する。

3 第1項の措置がされている場合であっても、病状説明、重症患者、終末期等の場合は個別に面会を認めることがある。

(規程の改訂)

第16条 病院運営状況や社会情勢の変化等を踏まえ、本規程の見直しが必要な場合は、関係部署の意見を踏まえたうえで運営会議の決定を経て改訂する。

付 則

この規程は、令和8年5月27日から施行する。